

公正取引委員会における これまでの取組及び法施行後の状況

令和7年7月25日（金）
公正取引委員会事務総局
フリーランス取引適正化室長 小林慎弥



公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

公正取引委員会におけるこれまでの取組及び法施行後の状況

令和6年度運用状況

- 申出件数 92件
- 新規着手件数 137件
- 処理件数(うち指導件数) 96件(54件)

うち45件の指導概要を公表

フリーランス・事業者間取引適正化等に基づく指導（概要） 

 フリーランスとの取引が多い業種を集中的に調査	ゲームソフトウェア業	アニメーション制作業
	リラクゼーション業	フィットネスクラブ

調査の結果

45名の事業者に対して、契約書や発注書の記載、発注方法、支払期日の定め方等の是正を求める指導を行った。

<指導の対象となった事例>

- ・ **オンラインゲーム** オンラインゲームのイラスト制作の委託取引
→ 給付を受領する期日及び報酬の額を明示していなかった【取引条件の明示義務】
- ・ **アニメーション制作** アニメーション作品の制作業務の全部又は原画の作成、音響演出等の委託取引
→ 検査完了日並びに報酬の額及び支払期日を明示していなかった【取引条件の明示義務】
- ・ **整体施術** 整体施術の業務の委託取引
→ 役務の提供を受ける期日及び場所を明示していなかった【取引条件の明示義務】
報酬の支払期日を「翌月10日まで」と記載し具体的な期日を特定していなかった【期日における報酬支払義務】
- ・ **グループレッスン** グループレッスン業務の委託取引
→ 業務委託の開始後に取引条件の明示を行っており、明示を直ちに行っていなかった【取引条件の明示義務】
- ・ **SNSの動画等** SNSの動画等の投稿業務の委託取引
→ 報酬の支払期日を「請求書受領月の翌月末日」と設定していた【期日における報酬支払義務】

施行準備期間

- フリーランス取引適正化室の設置
- 関係政令等の整備・ガイドラインの策定等
- 法施行前の状況調査(10月公表)

11月1日 施行

施行後(～令和7年3月)

- 相談対応 5,018件(年間)
- 周知広報



1 業務委託の内容

月刊誌等に関する原稿、写真データ、イラスト等の作成、ヘアメイクの実施等

2 特定受託事業者

フリーのライター、カメラマン等

3 違反行為の概要

(株)小学館は、**特定受託事業者191名**に対し、

(株)光文社は、**特定受託事業者31名**に対し、

- 1 業務委託をした際、直ちに、**取引条件を明示しなかった。**
- 2 **報酬の支払期日までに報酬を支払わなかった。**

👁️ 勧告の概要 👁️

特定受託事業者に係る取引の適正化を図るため、

①取締役会の決議

（今後、取引条件を明示すること、支払期日までに報酬を支払うこと等を確認）

②特定受託事業者との取引について、取引条件の明示及び期日までの報酬の支払の観点から問題が生じていなかったのかを調査し、問題が認められた場合には必要な措置を講ずる

③研修を行うなど、社内体制を整備

フリーランス法 法執行と広報の連動例

1 指導公表の1週間後から、指導事例の解説動画をX, Facebookに投稿



X及びFacebookに4回にわたり投稿。
まとめ版を、YouTube公正取引委員会
チャンネルで配信。



2 勧告の公表と同時に、注意喚起のためのフライヤーを公開

出版業界の取引も
フリーランス法の対象です

例えば、雑誌の制作で外部に委託する、
広告作成、取材、ヘアメイクの実施、写真の撮影、
原稿の作成、編集作業、誌面等のデザイン、
原稿の翻訳、記事の監修、撮影道具の手配
なども、フリーランス法の対象取引に該当します。

知ることは、自らを変えることー

個人で学ぶ
パンフレット

組織で学ぶ
説明会動画

業界で学ぶ
講師派遣

事業者団体等が開催する説明会、研修等へ職員を講師として派遣しています（※個別の企業の社内研修等は不可）。開催形式、説明時間、内容等、御要望を踏まえ柔軟に対応します。お気軽にご相談ください。

↓ 詳しい情報はここから ↓
公正取引委員会ウェブサイト
フリーランスの取引適正化に向けた公正取引委員会の取組

出版業界に対し、
本法の対象となる
ことを自覚してもらい、
対応を促した。

同様の違反行為
に対する注意喚起

無料体験レッスンを、
無償でやらせていませんか？

例えば、レッスンを委託しているフリーランスに、
入会前の無料体験レッスンを無償で行わせることで、
フリーランスの利益を不当に害することは、
フリーランス法違反
(不当な経済上の利益の提供要請)
に該当します。

■ 不当な経済上の利益の提供要請

発注事業者が自己のために、フリーランスに金銭、役務、その他の経済上の利益を提供させることによってフリーランスの利益を不当に害することです。名目を問わず、報酬の支払とは独立して行われる金銭の提供や、作業への労務の提供をすることが、フリーランスの直接的利益とならない場合が対象となります。

ーパンフレット17頁抜粋ー

フリーランス法 各種資料・広報コンテンツ

1 各種資料

URL: https://www.jftc.go.jp/flaw_limited.html

<p>【説明資料】</p> <p>令和6年6月版</p> <p>特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律 (フリーランス・事業者間取引適正化等法) 【令和6年11月1日施行】 説明資料</p> <p>内閣官房新しい資本主義実現本部事務局 公正取引委員会 中小企業庁 厚生労働省</p>	<p>【パンフレット】</p> <p>特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律 (フリーランス・事業者間取引適正化等法)パンフレット</p> <p>ここからはじめる フリーランス・事業者間 取引適正化等法</p> <p>令和6年11月1日施行</p> <p>内閣官房 公正取引委員会 中小企業庁 厚生労働省</p>	<p>【Q & A】</p> <p>公正取引委員会 Japan Fair Trade Commission</p> <p>HOME 公正取引委員会について 報道発表・広報活動 独占禁止法 下請法 フリーランス法 CPRC (競争政策研究センター) 相談・申請・情報提供・手続等窓口</p> <p>HOME > フリーランス法 > Q&A</p> <p>フリーランス・事業者間取引適正化等法に関するQ&Aを掲載しています (随時更新)。 フリーランス・事業者間取引適正化等法Q&A</p> <p>目的: 特定受託事業者 業務委託 業務委託事業者 報酬 取引条件の明記義務 書面交付請求への対応 期日における報酬支払義務 再委託の条件の支払期日 禁止行為 (全体像) 期間の考え方 禁止行為 就業環境整備関係 その他</p>
---	--	--

2 特設サイト



(↑特設サイトトップ画像)

- ・ポイント解説動画
- ・法律の概要
- ・理解度診断
- ・あるあるチェックなど

URL: https://www.jftc.go.jp/freelancelaw_2025/index.html

3 YouTube動画



YouTube公正取引委員会チャンネル
「フリーランス法NAVI」